

ケアハウスコンフィ陽だまり苑利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人いじみの福祉会（以下「事業者」という。）が設置運営するケアハウスコンフィ陽だまり苑管理者（以下「施設長」という。）並びに連帯保証人は、ケアハウスコンフィ陽だまり苑（以下「ケアハウス」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供されるサービスを利用し、それに対する利用料金を支払うことについて、本契約書に添付の「重要事項説明書（ケアハウスコンフィ陽だまり苑）」により事業者（担当者）から説明を受け、サービスの利用に同意しましたので、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結いたします。

第1章 総則

第1条（目的）

事業者は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、利用者が心身ともに健康で、充実した日常生活を送ることができるよう、本契約に定める各種サービスを提供するとともに、利用者及び連帯保証人は本契約を履行することを約束するものとします。

第2条（利用者の条件）

この施設を利用できる者は、次のとおりとします。

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者
- (2) 原則として 60 歳以上の者であること。ただし、60 歳以上の配偶者とともに利用する者については、この限りではない。

第3条（施設の管理及び運営）

事業者は、必要な職員を配置して、利用者の日常生活に必要な諸業務を行うとともに、建物及び設備の維持管理を行うものとします。

第4条（遵守義務）

利用者及び連帯保証人は、本契約に定める事項を履行するとともに、事業者が示す諸規程及びその他事業者が示す事項を遵守するものとします。

第5条（資料の提供）

利用者は、サービスの提供に要する費用の減額を希望する場合、入居の時や毎年の利用料金認定に必要な次の書類を事業者の指定する期日までに提出するものとします。

- (1) 収入額の認定に必要な書類
 - ア 市町村長発行の所得証明書
 - イ 前年分所得税の確定申告書の写し
 - ウ 年金証書の写し及び年金額変更通知書の写し
 - エ 利用料金を縁故者が負担する場合は、その縁故者の収入を証明できる書類
- (2) 必要経費の認定に必要な書類
 - ア 租税、医療費、社会保険料などの領収書
 - イ その他必要経費を証明できる書類
- (3) その他事業者が指定する書類

第6条（緊急時の対応）

事業者は、火災や災害など緊急避難を要する事態に備えて、災害時の体制を確立するものとします。

第7条（守秘義務等）

事業者は、サービス提供するうえで知り得た利用者（契約者）、連帯保証人及びその家族に関する情報（以下「個人情報」という。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療・福祉サービス提供上の必要性がある場合は、関係機関等へ個人情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合は、個人情報を提供できるものとします。
- 4 第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合には、別に確認するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（対象サービス）

事業者は、利用者に対し以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 居室及び共用スペースの提供
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴
- (4) 各種生活相談と援助
- (5) 事業者が特別に定める教養娯楽等の提供又はレクリエーション行事等
- (6) 疾病や負傷及び災害時等の緊急時の援助

第9条（対象外サービス）

事業者は、利用者の個別の求めに応じて、重要事項説明書に定める各種サービスを提供するものとします。

- 2 利用者は、前項のサービスを受けた場合は、別に定める料金を事業者に支払うものとします。

第10条（サービス利用料金及び支払）

利用者は、国の定める基準に従って、生活費、サービスの提供に要する費用及び居住に要する費用の合算料金を事業者に支払うものとします。ただし、第22条の規定に該当する場合の費用負担額は、通常料金から生活費のうちの食材費を減額した額となります。

- 2 第1項のほか、利用者は自己の居室の使用に関わる電気、ガス、水道、下水道等の光熱水費及び冬期間（11月から3月まで）の暖房費並びに第9条第2項の規定による利用者の希望により個別に提供する特別なサービス及び医療などの費用を実費で支払うものとします。
- 3 利用者は、第1項の利用料金を利用月の前月の25日までに、第2項のサービス利用料金を翌月の25日までに、事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 4 1か月に満たない期間のサービスの提供に要する費用、生活費及び居住に要する費用は1か月あたりの取り扱いとします。
- 5 利用者は、本契約に基づく退去時における居室の原状回復費用及び利用料金等を滞納した場合の保証金10万円を支払うものとします。なお、この保証金は退去時に居室の原状回復費用を除き、全額返金します。

第11条（利用料金の改正）

国の定める基準が改正された場合、事業者は利用料金を改定することができるものとします。

- 2 その他のサービス利用料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由のある場合、事業者は利用者に対して1か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当額に変更することができるものとします。
- 3 利用者は、前項の変更同意することができない場合は、本契約を解約することができるものとします。

第3章 居室の利用

第12条（居室への立入り）

施設長は、利用者の安否確認及び居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要のある場合、利用者の承諾を得て、いつでも居室内に立入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、利用者の健康上、災害上等緊急を要すると施設長が判断した場合は、利用者の承諾を得ることなく立入ることができるものとします。

第13条（居室内の模様替え等）

居室の補修・改修及び模様替え等をする時は、利用者はあらかじめ書面で施設長の許可を得るものとし、退去時に原状に復するものとします。

2 前項の費用は、利用者が負担するものとします。

第14条（原状回復の義務）

利用者が、故意又は過失により居室及び共用スペースの施設・設備・備品を汚損、破壊又は滅失したとき、又は施設長に無断でその仕様を変更したときは、自己の費用で原状に回復するか、又は施設長が定める代価を支払うものとします。

2 本契約の終了により、施設長に居室を明け渡す場合の原状回復に要する費用は、利用者が負担するものとします。

第4章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号により終了するものとします。

- (1) 事業者が破産した場合又は止むを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (2) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (3) 第16条又は第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合

第16条（事業者からの契約の解除）

施設長は、利用者に次の各号に当てはまる行為のある場合、1か月の間の予告期間を置いて、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者の条件に関して、虚偽の届出を行って入所した場合
- (2) 利用者の心身の状態や生活状況が、他の利用者の生活及び施設の運営に重大な影響を及ぼす恐れのある場合
- (3) 利用料金などの支払いを正当な理由なく怠って、その滞納額が2か月分に達した場合
- (4) サービスの提供に要する費用の減額の申請にあたって、虚偽の届出を行った場合
- (5) 施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしない場合
- (6) 施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等をその本来の用途以外に使用し、かつ忠告に従わず使用を続けた場合
- (7) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断できなくなった場合
- (8) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合
 - ① パワーハラスメント
業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為
 - ② セクシュアルハラスメント
事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動
 - ③ マタニティハラスメント
妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ
 - ④ カスタマーハラスメント
利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なク

レームを行う行為

⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合

⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合

(9) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

2 利用者が病気療養などで3か月以上居室を不在とすることが明らかになった場合は、施設長と利用者は協議して本契約を解除することができるものとします。

3 施設長は、利用申込者及びその家族に対し、入所時に第1項及び第2項の契約の解除となる条件について十分説明を行うとともに、契約を解除するに至った場合は、具体的に理由を明示するものとします。

第17条（利用者からの契約解約）

利用者は、本契約を解約しようとするときは、1か月以上の期間を定め、契約解除届出書（様式3）により届け出るものとします。

2 利用者は、前項の契約解約日までに居室を施設長に明け渡すものとします。

3 利用者が契約解除届出書を事業者に提出しないで居室を退去したときは、施設長が利用者の退去の事実を知った翌日から起算して1か月をもって、本契約は解約されたものとし、規定の費用を施設長に支払うものとします。

第18条（居宅の明け渡し）

本契約を解約する場合は、契約解約日の前日までに原状回復し、居室を明け渡すものとします。

2 利用者の死亡により契約を終了する場合は、死亡又は施設長が死亡の事実を知った日の翌日から起算して1週間以内に原状回復し、居室を明け渡すものとします。

3 明け渡しの期日が過ぎても残置された利用者の所有物については、その所有権が放棄されたものとみなし施設長が適宜処分するものとします。

4 前項に費用の発生する場合、その費用は連帯保証人が負担するものとします。

5 居室や設備等の破損、汚損、滅失又は臭気等が著しく、原状回復に期間を要する場合は、原状回復終了までの期間の規定の費用を施設長に支払うものとします。

第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、利用者が退居する場合、希望により施設長は円滑な退所のために必要な以下の援助を行うものとします。

(1) 適切な病院若しくは介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の紹介

(2) 居宅介護支援事業者の紹介

(3) その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

第20条（清算）

第15条第1号により本契約が終了した場合において、連帯保証人が利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他施設長に対する義務を負担している

ときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、第10条第4項を準用します。

第5章 その他

第21条(賠償責任)

天災、事変その他の不可抗力により、又は火災、盗難あるいは外出中の不慮の事故により、利用者が受けた損害、災難については、事業者は一切の賠償責任を負いません。ただし、事業者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第22条(長期不在)

利用者がその居室を1か月以上不在とする場合は、利用者はあらかじめ施設長にその旨を届け出るとともに、居室の保全、連絡方法などについて施設長と協議するものとします。

第23条(連帯保証人)

利用者は契約に際し、連帯保証人1名を定めるものとします。

- 2 連帯保証人は、本契約の締結により生じる利用者の債務全般に渡り、利用者が負担する債務について極度額100万円の範囲内で弁済する義務を負うものとし、変更する場合及び住所等に変更のある場合は、速やかに施設長に報告するものとします。
- 3 連帯保証人は、必要な場合及び利用者が死亡した場合に身柄及び所有物を引き取る責任を負うものとします。

第24条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は連帯保証人等からの苦情に対して、苦情を受付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条(協議事項)

本契約に定めのない事項について問題が生じた場合、事業者と利用者及び連帯保証人は誠意をもって協議するものとします。

本契約を証明するため、同契約書3通作成し、利用者、連帯保証人及び事業者が記名・押印の上、それぞれ1部ずつを保管するものとします。

年 月 日

(事業者)	所在地	〒957-0055 新発田市諏訪町1丁目10番38号
	施設名	ケアハウスコンフィ陽だまり苑
	電話番号	0254-24-1111
	事業者指定番号	1570601219
	事業者代表	施設長 馬場 玲子 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

電話番号 _____

(連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

利用者との続柄 _____

電話番号 _____

重要事項説明書

(ケアハウスコンフィ陽だまり苑)

1. 事業者(法人)の概要

法人名	社会福祉法人 いじみの福祉会	代表者氏名	理事長 馬場 成男
法人所在地	新潟県新発田市中央町5丁目4番2号	設立年月日	平成 12年 3月 30日

2. 事業所の概要

施設の名称	ケアハウスコンフィ陽だまり苑		
施設の所在地	新潟県新発田市諏訪町1丁目10番38号		
敷地	敷地	3,668.57㎡	
建物	延べ床面積	6,955.88㎡	
	鉄筋コンクリート 6階建 (耐火・耐震建築)		
電話番号	電話 0254-24-1111	FAX 0254-24-1221	
苑長	馬場 玲子		
利用定員	30名		

3. 施設設備の概要

(1) 居室

居室タイプ	料金	居室面積	室数	仕様
一般居室Ⅰ	70,000円	25.19㎡	2	洋式トイレ(ウォシュレット、暖房便座)、洗面台、キッチンシンク (IH電磁クッキングヒーター仕様)、ナースコール、電話配線
一般居室Ⅱ	70,500円	25.75㎡	10	
一般居室Ⅲ	72,500円	~28.16㎡	15	上記の他に、居室内装・洗面台の仕様、インターネット配線
特別室Ⅰ	86,000円	34.98㎡	2	上記の他にユニットバス(浴室にナースコール)、洗濯機パン
特別室Ⅱ	100,000円	46.29㎡	1	

(2) 共有施設・設備

デイルーム (談話コーナー兼食堂)	特殊浴室	歯科診療室
コインランドリー	理美容室	健康管理室
エレベーター (車椅子対応)	玄関・ロビー	スプリンクラー、火災報知機
浴室、脱衣室 (浴室にナースコール) (5階と6階に1室ずつ)	屋上展望フロアー	テレビアンテナ (BS放送受信)

4. 職員の体制

職種	配置数	備 考	勤務体制
管 理 者	(1)	施設内の他の管理者と兼務	週 40 時間 (月変形)
管 理 栄 養 士	(1)		
介 護 職 員	1		

※()は兼務

5. サービスの内容

(1) 食 事

朝 食	昼 食	夕 食
8:00～9:00	12:00～13:00	18:00～19:00

(2) 入浴

毎日 9:00～17:00

(3) 各種生活相談と助言

(4) ケアハウス内における疾病や負傷時の援助

(5) 季節ごとの行事・各種催し物・レクリエーションを行う場合の協力

6. サービス利用料金

(1) 介護保険適用サービス

添付料金表のとおり

・ケアハウスコンフィ陽だまり苑料金表

(2) 介護保険適用外サービス

添付料金表のとおり

・介護保険適用外サービス料金表 (ケアハウスコンフィ陽だまり)

7. 利用料金のお支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月 25 日に自動引き落としとさせていただきます。(請求明細書は、月末締め翌月 15 日頃の発送となります。)

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内) 信用金庫(新潟県内)、新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)

口座引き落としができない場合のお支払いにつきましては、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行 (508)	支店名	新発田支店(支店番号:670)	口座 種別	普通
口座番号	1017348				
カナ	フク イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ				
口座名義	社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男				

利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

8. サービスご利用にあたっての留意事項

(1) 緊急時

- ① 緊急時連絡先（緊急時に確実に連絡のお取りできる連帯保証人様）をお知らせください。
- ② 緊急時の付き添いは、連帯保証人様（家族様）をお願いいたします。
- ③ 前項を事業者が行った場合は、費用実費を申し受けます。

(2) 面会

面会時間は 10:00～17:30 となります。防犯上、夜 19:00 から翌朝 7:00 までの間は施錠いたしますので、その間に外出される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

(3) 外出

- ① 外出時の責任は一切負いかねますので、ご了承願います。
- ② 買い物並びに通院等の外出の付添いはお受けできません。
- ③ 外出、外泊はご自由ですが、必ず職員までお知らせください。
- ④ 居室を空けられる時は、必ずカギをお掛けください。
- ⑤ 自転車をお持込の場合は、ご相談ください。

(4) 共同生活

- ① 共同生活ですので、秩序を乱したり、他の方の生活の妨害になること、また迷惑をかける行為は行わないでください。
- ② お互い騒音に注意してください。特にテレビや楽器の音が他に響く場合、イヤホンのご使用等をお願いする場合がございます。
- ③ 利用者様同士の金銭の貸し借りはご遠慮願います。トラブルの原因となる恐れがございます。
- ④ ケアハウス内で他の利用者に対する宗教活動は行わないでください。
- ⑤ 小型魚類以外のペットの飼育または一時持込は、ご遠慮願います。

(5) 防災

- ① 全館禁煙です。（火災報知機の誤作動により、施設・設備を破損し高額な弁償費用が発生する恐れがございます。）
- ② 火災の発生する恐れのある暖房器具の使用はできません。お持込は個別にご相談ください。

- ③ カーテン、カーペット、のれん等は防火加工の証明があるものをご使用ください。
- ・当施設は消防法令に係る防火対象物点検の点検基準に適合している義務があるため、証明のないお品のお持込はできません。なお、防火加工の証明がないカーテン、のれん等をお持込の場合は、実費ご負担で業者に防火加工を依頼させていただきます。
 - ・ただし、製品によっては後加工が不可のものもございます。
- ④ ベランダは消防法上、緊急通路として規定されております。洗濯物や鉢植え、または障害となる恐れのある物品の設置や放置はご遠慮ください。

(6) 修繕・弁償

- ① 入居者様の故意、過失、善管注意義務違反により、必要となる次の修繕費用は入居者様のご負担になります。
- ・床、壁、壁紙、天井、ガラス戸、網戸、他建具造作物、洗面台、キッチン、便器、便座、水栓、シャワー、その他
 - ・キャスターの転がりや家具の設置・移動等で発生した床の凹みや傷、壁等の釘穴、ネジ穴、画鋲穴
- ② 水の出しっ放しにご注意ください。（階下まで浸水した場合、高額な弁償費用の発生する恐れがございます。）
- ③ トイレトーパー以外の物をトイレに流さないでください。トイレ詰まりの原因となります。（階下まで水が溢れた場合、高額な弁償費用が発生する恐れがございます。）
- ④ 排水溝、トイレを詰まらせた場合の修理、交換に要する費用は入居者様のご負担となります。
- ・緊急を要する場合は、本人様、保証人様とご連絡が取れない場合及びご承諾がすぐに得られない場合であっても、こちらより、即業者を手配させていただく場合がございます。
- ⑤ 結露、漏水、湿気等により、床、壁、天井、その他に汚損が生じた場合は、修復し、その損害を補填するものとします。
- ⑥ カビ、結露が発生した場合は、必ずすぐに職員までお知らせください。（放置した場合、汚れが取れなくなり、高額な取替え費用をご負担いただく場合がございます。）

(7) 居室の清掃

- ① 居室の清掃は入居者様にお願いいたします。なお実費にてハウスクリーニング等を依頼させていただくことも可能ですので、必要な場合はご相談ください。
- ② 定期的に居室、トイレ、浴室等の清掃を行ってください。（ゴミの撤去、掃き掃除、拭き掃除、ガラス拭き、網戸の手入れ、水周り、レンジ周り、換気扇、エアコンの汚れの除去等）
- ③ 特に、便器の周りや水周りは汚れが付着し、悪臭発生の原因となりますので、週に2回以上掃除をしてください。
- ④ 目皿に溜まったゴミや髪の毛等は、排水口に流さず、取り除いてください。

(8) 消耗品の取替え

蛍光管、電球等消耗品の取替え費用は、入居者様にご負担いただきます。

(9) IHクッキングヒーター

調理機器(鍋、やかん等)は100V用のものをご使用ください。

(10) 行事にかかる費用

行事等にかかる費用は、実費をご負担いただきます。

(11) 損害保険加入

過失による施設設備破損補償に備え、損害保険にご加入ください。

(12) 健康診断書の提出

健康診断書をご提出ください。

(13) 鍵の紛失

合鍵の作製はできません。紛失された場合はご相談ください。

9. 協力病院等

県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	0254-22-3121
村山歯科医院	新発田市大栄町7丁目1番8号	0254-23-1019

10. 苦情解決相談窓口

(1) 利用相談・苦情担当者及び苦情解決責任者

	利用相談・苦情担当者		苦情解決責任者	
ケアハウス (コンフィ陽だまり苑)	生活相談員	北越 摩弓	苑長	馬場 玲子
	電話	0254-24-1111	電話	0254-24-1111

(2) 苦情解決第三者委員

氏名	電話番号
比企 広正 (新発田市議会議員)	0254-41-1000
佐久間 助左エ門 (社会福祉法人いじみの福祉会監事)	0254-28-2739

(3) 当施設で苦情が解決できない場合の申し立て先の紹介

申し立て先	電話番号
新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (新潟県社会福祉協議会内) (新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)	025-281-5609
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 (新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館本館3階)	025-285-3022
新発田市高齢福祉課 (新発田市中央町3-3-3)	0254-22-3030

11. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12. 衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

13. 認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

16. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

個人情報の提供を行う場合

社会福祉法人いじみの福祉会ケアハウスコンフィ陽だまり苑利用契約書第7条第4項に規定する「第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合」について、下記のとおり確認します。

記

1. 使用する期間

契約開始の日からその契約が解除あるいは終了するまでの期間。

2. 2 使用する目的

確認	目的
	(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
	(2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
	(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）との連絡調整のため
	(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
	(5) 事業者が、契約終了又は利用者の希望により他の施設へ入所を希望した場合、入所の援助を行う際に必要な個人情報を使用する場合
	(6) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
	(7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
	(8) その他サービス提供に必要な場合
	(9) 上記各号に関わらず、利用者の病状の急変等緊急を要する時の連絡の場合
	(10) 介護事業所などにおいて行われる研修生、実習生への教育のため
	(11) 施設行事等において撮影された写真・映像等を法人のホームページや広報誌又は施設内掲示板に掲載するため

確認欄 了承 … ○ 了承せず … ×

3. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。